

# たんぽぽ



No. 169 2020年(令和2年) 9月

発行 北部地域振興課 北部生涯学習センター

住所 〒720-1132

福山市駅家町倉光37-1

電話 (084) 976-9460

E-mail : hokubu-shougai-gakushuu@city.fukuyama.hiroshima.jp

## 「福山市 駅家西交流館」

えきや 駅家コミュニティセンターと駅家西公民館

きのう しゅうやく の機能を集約した「駅家西交流館」が

9月1日に開館しました。

### 機能及び実施事業



交流館は、「まちづくりの人材育成」「コミュニティの活性化と住民の交流促進」などの機能を備えた地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点です。実施する事業等については、コミュニティセンターや公民館が実施している各種の事業を集約し、地域ニーズに即した事業を効果的に行います。

#### ○まちづくりの人材育成の場

- ・各種講座等の実施
- ・情報共有や団体同士のネットワークづくり

#### ○コミュニティの活性化と住民の交流促進の場

- ・各種団体の連絡調整
- ・住民自治活動の支援(団体の事務補助など)

#### ○行政サービスの提供の場

- ・さまざまな相談業務の実施

#### ○社会教育・生涯学習・人権啓発の場

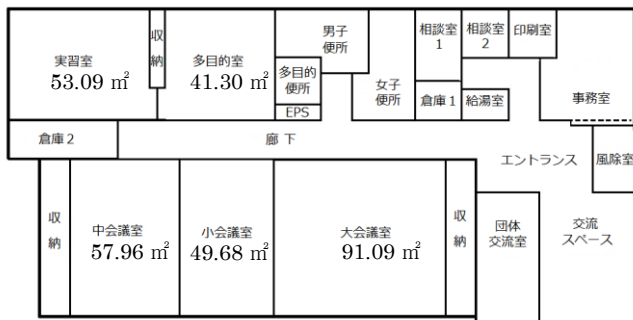
- ・各種講座及び自主事業の実施
- ・高齢者の健康増進及び教養の向上等を目的とした各種講座の実施

#### ○地域福祉活動の活性化を目的とした事業の実施

#### 【新しい機能】

#### ○住民同士のふれあいや憩いの場

- ・交流スペースを利用した、さまざまな団体及び多世代の交流促進など



貸館が利用できる部屋

大・中・小会議室 / 多目的室 / 実習室

利用時間 8:30~22:00

(12月29日~1月3日を除く)

受付時間 平日:8:30~17:00

土曜:8:30~12:15

(日、祝及び12月29日~1月3日を除く)

諸室の名称	機能
交流スペース	・ふれあいや憩いの場として新たな人の交流が生まれる地域に開かれたスペースとして活用
会議室	・様々な会議やサークル活動等で活用 ・複数の部屋に分割して使用することも可能
多目的室	・和室や洋室など使用目的に応じて多目的に使用することが可能 ・ご高齢の方のスペースや児童室としても可能
実習室	・調理実習等実技を伴う活動で活用
団体交流室	・まちづくり推進委員会や各種団体等の会議や少人数での打合せで活用

# 福山市駅家西交流館



## 講座☆イベント情報

そうそく・ゆいごんてつづ かん  
**相続・遺言手続きに関する**  
 ぎょうせいしよしなど むりょうそうだんかい  
**行政書士等による無料相談会**

申込先: 加茂コミュニティセンター (TEL084-972-3958)

ひみつ げんしゆ あんしん そうだん  
 秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

にちし がつ にち と  
 日時 9月19日(土) 9時15分~11時50分

そうだん ひとり ふんかん  
 相談はひとり45分間です。  
 とやく ぜりふ じつ まで  
 予約は前日まで受付けます。

ばしょ か も  
 場所 加茂コミュニティセンター

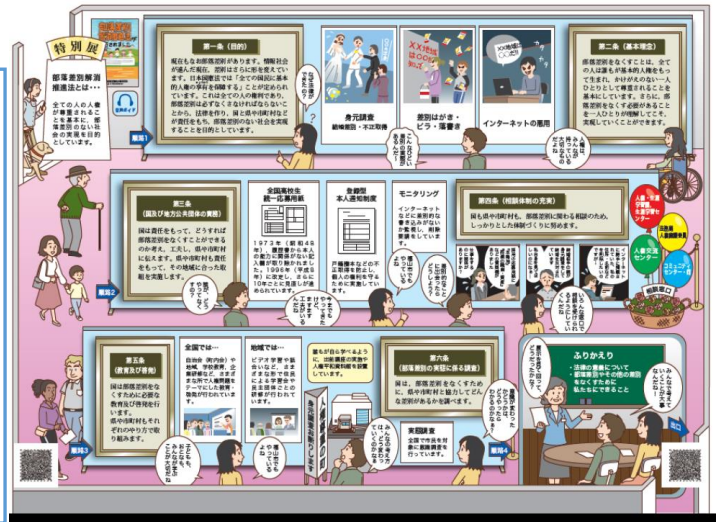
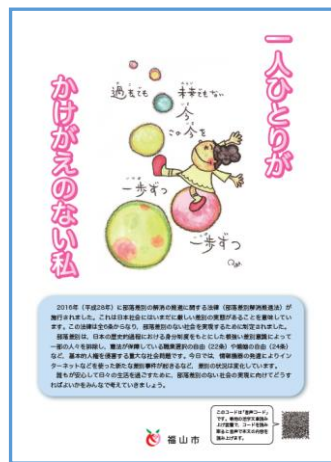
しんがた かんせんかくだいぼうし ちゅうし ばあい  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合があります。

## わたぼうし

2020年度  
 じんけんけいはつ  
 人権啓発リーフレット

「一人ひとりが  
 かけがえのない私」

ふくやまし じゅうみんがくしゅうかい  
 福山市では、住民学習会  
 じんけんもんたいけんしゅう きょうざい  
 や人権問題研修などの教材  
 じんけんけいはつ  
 として人権啓発リーフレット  
 さくせい  
 を作成しています。



こんかい ねん しこう ぶらくさべつかいしやうすいしんほう  
 今回は、2016年に施行された「部落差別解消推進法」をテーマにしています。  
 ほうりつ ぜん じょう ぶらくさべつ しゃかい じつげん せいいてい ぶらくさべつ にほん  
 この法律は、全6条からなり、部落差別のない社会を実現するために制定されました。部落差別は、日本  
 れきてきかてい みぶんせいど ねづよ さべつしき いちふ ひとひと はいじょ きほんてきじんけん  
 の歴史的過程における身分制度をもとにした根強い差別意識によって一部の人々を排除する、基本的人権を  
 しんがい じゅうたい しゃかいもんだい  
 侵害する重大な社会問題です。

じょうほうしゃかい こんにち じょうほうしゆだん とくめいせい りょう じゅうらい  
 また情報社会の今日では、インターネットやSNSなどの情報手段により、匿名性を利用して従来の  
 にんしき こ さべつ じったい お あくしつか  
 認識をはるかに超えた差別のばらまきが実態として起きており、より悪質化しています。  
 ぶらくさべつかいしやうすいしんほう さべつ しゃかい だれ たいせつ しあわ く じつげん  
 部落差別解消推進法は、「すべての差別がない社会」「誰もが大切にされ、幸せに暮らせるまち」の実現  
 つく ほうりつ ひと  
 のために作られた法律の一つです。

わたし う きほんてきじんけん だれ ひと じぶん  
 私たちは生まれながらにして基本的人権をもっています。誰もが、かけがえのない一人ひとりです。自分  
 じんけん そんちやう どうぜん けんり どうよう すべ ひと じんけん そんちやう  
 の人権が尊重されることは当然の権利であると同様に、全ての人の人権が尊重されなければなりません。  
 ぶらくさべつ だれ たいせつ しゃかい だれ あんしん ひび せいかつ す  
 これらをふまえ、部落差別をなくし誰もが大切にされる社会をめざし、誰もが安心して日々の生活を過ごす  
 かんが  
 ために、どうすればよいかをみんなで考えてみましょう。